

# 特定少年の実名報道の研究(3) 匿名報道と実名報道の量刑への影響

著者	小関 慶太
雑誌名	八洲学園大学紀要
号	19
ページ	1-13
発行年	2023-03-31
URL	<a href="http://doi.org/10.34381/00000147">http://doi.org/10.34381/00000147</a>

# 特定少年の実名報道の研究 (3)

— 匿名報道と実名報道の量刑への影響 —

小関 慶太

Media Name a 18and19-year-old suspect and Journalism Research Part.3

- Impact of anonymous and real-name reporting on sentencing

KOSEKI,keita

キーワード：特定少年 検察 メディア 量刑 判決理由

keywords : juvenile of 18and19-year-old,public prosecutor's, Media, sentencing, reason for judgment

## 1. はじめに

2022 年 4 月～12 月までの検察段階での実名公表の可否、検察段階で公表された実名を報道機関側での公表・匿名に関しては、「特定少年の実名報道の研究 (1)」『八洲論叢 (第 2 号)』(2022. 9)、「特定少年の実名報道の研究 (2)」『リカレント研究論集 (第 3 号)』(2023. 3) でまとめた。傾向としては、山梨夫婦放火殺人事件での報道以降、報道機関がそれぞれの考え方で実名報道・匿名報道を選択している印象と 2022 年下半期では、匿名を選択する機関が増えたように思われる。

検察段階での実名公表に関しては、少年法 (以下「法」) 62 条の法犯情説 (行為責任) に基づくものがある。特に少年の場合は、非行に至る背景が様々であるがゆえ犯情 (行為責任) に幅がある。よって事案に関しては、同じ罪名であっても実名公表・非公表に差が生じている。

2022 年 6 月、東京で発生した通貨偽造及び行使で起訴された大学生は当初匿名であったが、通貨偽造罪を加え訴因変更で氏名が公表された<sup>1</sup>。同年 7 月、大分で発生した自動車運転過失致死罪は、同年 12 月、訴因変更で危険運転致死罪が適用され裁判員裁判の対象となった際に実名の公表対象と地検は判断した。これに対して、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、大分合同新聞などは「匿名とする」と記載した。産経新聞に関しては、氏名の記載はないが特段「匿名とする」記述は見受けられなかったが、報道段階では実名が報道されることはなかった。

本稿では、①検察が実名公表したが報道側が報道しなかった事例と、②検察が実名公表をし、報道側も報道した事例が第一審刑事裁判に与える影響と行為主義 (犯情説) による同罪における成人の量刑と比較をし、特定少年の刑事責任 (責任非難) に対して少年法の理念としての健全育成 (再社会化) の精神がどのように考えられているかについて検討を試みたい。

---

<sup>1</sup> 北海道新聞 (2022.7.3) 朝刊 24 面 (G-search 有料記事)

## 2. 裁判を扱った記事より検討

拙著 (2022)<sup>2</sup>で示した検察段階で実名公表、報道機関においてそれぞれの考え方・判断により実名報道、匿名報道が選択された事例について、その後の新聞報道を資料に特定少年の裁判 (第一審) での扱いについて分析を試みた。

### (1) 検察段階 [非公表]

いの町強制性交事件では、少年の刑事裁判ではプライバシー保護の遮蔽用の衝立を用いられることが多いが、この日は設置されず傍聴席より被告の顔が見えていた。伊丹恐喝未遂事件では、裁判において特定少年の個人情報配慮されていたが被害者の実名は読み上げられていた<sup>3</sup>。いわき事件では、判決理由の中で被害者の言動も被告の過失につながったことを認定し執行猶予の判断を行っている。また WEB 記事では、被害者の氏名や写真が掲載されている<sup>4</sup>。

図表 1 にまとめた通り、実名が公表されていない点より裁判において特定少年の生年月日や氏名が明らかにならない (傍聴人にわからないよう) 配慮がなされている傾向にある。

判決理由では、犯情により少年の成長発達や可塑性まで十分に言及はなされていない。

### (2) 検察段階 [公表]・報道側 [匿名報道] の事例

事例が少ないが (1) と大きな違いはない (図表 2)。

### (3) 検察段階 [公表]・報道段階 [実名報道] の事例

2022 年 12 月までに公訴提起 (起訴) され、第一審刑事裁判 (地方裁判所) での様子について新聞記事を題材に事例 1~事例 5 の表にまとめた。その中でも特に注目した点として、実名報道とデジタルタトゥーや社会復帰に与える影響が強い項目としての人定質問の状況と判決理由についてみてみたい。

人定質問での配慮に関しては、事例 3 で行われた記述があった。それ以外は、特段記述はなかった。

判決及び理由より実名公表を考えると、事例 1 が懲役 6 月であるが実名が公表・報道され社会復帰、再社会化に大きな影響を及ぼすことになる。事例 4 が懲役 3 年、保護観察付執行猶予 5 年で上記同様に考えられる。

---

<sup>2</sup> <http://doi.org/10.34381/00000127>

<sup>3</sup> 神戸新聞 WEB (2022.6.27) 「事件時 19 歳「特定少年」の実名伏せて初公判 被害者は実名読み上げ 神戸地裁」 <https://www.kobe-np.co.jp/news/backnumber2/202206/0015423871.shtml> (最終閲覧日: 2022.1.13)

<sup>4</sup> 柳原三佳 (2022.7.30) 「【速報】一般道で時速 157 キロ、6 人死傷事故 控訴断念で少年の執行猶予が確定」 <https://news.yahoo.co.jp/byline/yanagiharamika/20220730-00307890> (最終閲覧日: 2022.1.13)

【資料】

(図表1) 検察非公表事案

事件名	地検	罪名	人定質問等	判決理由	求刑/判決	新聞記事 (G-search有料記事)
新潟危険運転致死事件	新潟地検	危険運転致死		免許取得から約1か月で運転技術が未熟だったにも関わらず、猛スピードを出したことを「同乗者を死傷させることが非常に高かった」と指摘。社内では大音量で音楽が流れ、歌って高揚した雰囲気の中でスピードを出した経緯を「酌むべき点でない」と非難した。	求刑：懲役5年 判決：懲役4年	新潟日報 (2022.4.22) 29面 新潟日報 (2023.1.29) 25面 読売新聞 (2023.1.24) 25面 新潟日報 (2023.1.24) 29面 新潟日報 (2023.1.31) 27面 読売新聞 (2023.1.31) 23面
伊丹恐喝事件	大阪地検	恐喝	起訴状を見せ、裁判官は名前などに間違いがないかだけを確認/検事も男の名前に触れずに起訴状を読み/男は起訴内容を認めた/その一方、事件当時19歳だったとされる被害者の実名読上	記載なし	記載なし	読売新聞 (2022.5.20) 27面 神戸新聞 (2022.5.20) 26面 神戸新聞 (2022.6.27) WEB
山形大麻所持事件	山形地検	麻薬取締法	記載なし	知人の勧めで大麻に手を出した経緯があったとしても責任は重い	求刑：懲役1年6月、罰金20万円 判決：懲役1年6月、保護観察付執行猶予3年、罰金20万円	山形新聞 (2022.6.11) 25面 山形新聞 (2022.7.13) 23面
いわき死傷事故	福島地検 いわき支部	過失致死	記載なし	『被告人は、尋常ならざる高速度で自車を運転していたものである』とした上で、『同乗者らの言動が被告人の過失に影響を及ぼしたことを必ずしも否定し難い』	求刑：懲役4年以上6年以下 判決：懲役3年執行猶予5年	福島民友新聞 (2022.6.29)
いの町強制性交事件	高知地検	強制性交	質問せず、起訴状の写しを男に見せて確認/審理の中で氏名は明かにされなかった	記載なし	記載なし	読売新聞 (2022.7.12) 29面 高知新聞 (2022.7.12) 3面
備考 少年事件の公判では通常、プライバシー保護のための遮蔽用の衝立が設置されるが、この日は設置されず、成人の公判同様に傍聴席から男の姿が						
埼玉強盗致傷事件	埼玉地検 川越支部	強盗致傷		記事確認なし		東京新聞 (2022.7.23) 21面
札幌強制性交事件	札幌地検	強制性交 準強制猥褻	記載なし	性交に応じなければ被害者のわいせつな画像を拡散すると脅しており「人格を無視し卑劣」と非難 / 「社会で責任ある主体として期待される」と指摘 / 一方、「成長途上で(立ち直る)可塑性を持つ存在でもある」	求刑：懲役7年 判決：懲役5年	読売新聞 (2022.7.30) 27面 北海道新聞 (2022.7.30) 32面 東京新聞 (2022.7.30) 27面 共同通信 (2022.10.13) 東奥日報 (2022.10.14) 24面
栃木強制猥褻事件	宇都宮地検 栃木支部	強制猥褻				下野新聞 (2022.8.20) 3面 毎日新聞 (2022.8.23) 17面 読売新聞 (2022.8.23) 25面
広島飛び降り事件	広島地検	傷害・監禁				中国新聞 (2022.11.26) 読売新聞 (2022.11.19)
南風原恐喝未遂事件	那覇地検	恐喝未遂	記載なし	記載なし	求刑：懲役2年 判決：懲役1年6月、執行猶予3年	琉球新報 (2022.11.12) 27面 琉球新報 (2023.1.18) 24面
福岡強盗致傷事件	福岡地検	強盗致傷				読売新聞 (2022.12.8) 26面 西日本新聞 (2022.12.8) 28面

【資料】

(図表2) 匿名報道事案

事件名	地検	罪名	裁判員裁判	人定質問	判決理由	求刑/判決	新聞記事 (G-search有料記事)	拙著2022 資料番号
沼津強盗致傷事件	静岡地検沼津支部	強制猥褻致傷 ○	○	記載なし	「一定の計画性と犯行への強い意思が認められる。被害者の精神的被害は大きい」/一方で「被告が若年で更生に向けた家族の協力や医療機関への通院継続が期待できる」と保護観察付き執行猶予の理由	求刑：懲役3年6月 判決：懲役3年、保護観察付執行猶予5年	朝日新聞 (2022.7.8) 21面、静岡新聞 (2022.7.8) 25面、静岡新聞 (2022.12.16) 29面、静岡新聞 (2022.12.9) 夕刊13面	表7-1
検察論告	事件前に入通りの少ない犯行現場を下見するなど、欲望を満たす強い意志や一定の計画性が認められるとし「無防備な被害者を				弁護劇	「被告は事件当時19歳と未熟な年齢。周囲の適切なサポートがあれば更生や再犯防止が期待できる。反省や謝罪の意思も認められる」と訴え、執行猶予付き判決を		
宮城角田強盗致傷事件	仙台地検	強盗致傷 住居侵入 ○	○		記事確認できず		朝日新聞 (2022.7.27) 22面	表6-1
宮崎強盗・盗品等運搬事件	宮崎地検	強盗 盗品等運搬 ○	○		記事確認できず		朝日新聞 (2022.6.17) 25面	表8-1

事例 1 : 土浦傷害致死事件 (表 5-1.5-2) <sup>5</sup>

検察段階		公表	罪名	傷害致死罪		成人共犯事件	
報道機関	実名	朝日 (東京)	茨城新聞				
	匿名	読売 (東京)					

**裁判の様子**

人定質問	
弁護人側申合	
裁判所配慮	
被告起訴内容	
検察冒頭陳述	
弁護側主張	弁護側は「けんか両成敗の側面がある」などとして、執行猶予付き
第一審判決	裁判長は「被害者が本件直後の別の暴行事件により亡くなったこと もあって、被害者家族の処罰感情は厳しい」などとして、「刑事責 任は相応に重い」罰金刑を選択すべきではないと判断/懲役6月 (求 刑・1年)
控訴状況	

**参考資料 (新聞記事はG-search有料記事)**

朝日新聞 (2022.6.9) 東京版茨城19面、茨城新聞 (2022.6.9) 朝刊23面
--

**参考資料**

茨城新聞クロスアイ (2022.6.8) 「茨城・土浦男性暴行死 暴行の男に実刑判決 水戸地裁「危険で悪質」」 <a href="https://ibarakinews.jp/news/newsdetail.php?f_jun=16546870185079">https://ibarakinews.jp/news/newsdetail.php?f_jun=16546870185079</a> (最終閲覧日: 2022.12.28)
--

<sup>5</sup> 括弧内、拙著 2022 資料編の表番号

事例 2 : 福島祖母強殺事件 (表 4-1.4-2)

検察段階	公表	罪名	強盗殺人罪			
報道機関	実名	産経 (東京)	岩手日報			
	匿名	福島民報	福島民友新聞			

裁判の様子

人定質問	
弁護人側申合	
裁判所配慮	
被告起訴内容	「殺意はなかった」一部否認、「殺意をもって殴ったというのは違います (殴った) 回数は10回前後だと思います」
弁護側主張	強盗殺人ではなく強盗致死が適用/窃盗罪は争わない/被告に殺意はない/被告は19歳の少年であることへの配慮/当時は精神的に未熟だった、処罰より教育が必要だ
検察論告求刑	菊池さんの体の傷や現場の状況から「被告は菊池さんの頭部などを硬い鉄パイプで少なくとも15~16回、強い力で執拗 (しつよう) に殴った。人が死ぬ危険性が高い行為だとわかったうえでの犯行だった」と指摘した。/「被告は人が死ぬ危険性が高いと認識したうえで犯行を行っており、殺意が認められる」と述べ、無期懲役を求刑した。 殺害動機については「盗みに入ったことの発覚を免れ、確実に現金を奪うためだった」と指摘。「自己中心的で利欲的な犯行で、少年という理由で有期懲役とすべき情状は見あたらない」とした。
弁護人最終弁論	「寝ていると思った菊池さんに暗闇の中ではち合わせしたことによる衝動的で思慮浅薄な犯行」として改めて殺意を否定し、強盗致死罪の適用を主張した/「刑罰より社会復帰を前提とした教育的配慮が必要。少年の健全な育成を目的とした少年法の趣旨を理解し、成人と同様の厳罰を科すべきではない」と述べ、懲役10年以上15年以下の不定期刑が妥当とした。
第一審判決	無期懲役 (求刑・無期懲役)
控訴状況	控訴取り下げ (2022.11.18)

参考資料 (新聞記事はG-search有料記事)

朝日新聞 (2022.9.8) 東京版福島19面、朝日新聞 (2022.9.10) 東京版福島23面 読売新聞 (2022.9.10) 東京朝刊27面
--

## 事例 3 : 大阪寝屋川事件 (表 2-1.2-2)

検察段階	公表	罪名	強盗致死罪		成人共犯事件	
報道機関	実名	日経 (大阪)	読売 (大阪)	愛媛新聞	岩手日報	東奥日報
	匿名	朝日 (大阪)	毎日 (大阪)			

## 裁判の様子

人定質問	匿名での審理は見送り、個人情報開示を控える措置
弁護人側申合	「更生や社会復帰を阻害する」として審理中は氏名を秘匿するよう裁判所へ要請
裁判所配慮	生年月日の確認せず「何歳ですか」に変更。氏名、本籍を裁判長が「起訴状の記載通りでいいですか」と確認
被告起訴内容	被告は「間違いありません」起訴内容を認めた
検察冒頭陳述	被告は知人3人とともに催涙スプレーや警棒など事前に準備した上で「被告人を一方向的に襲って死亡させた」と指摘
弁護側主張	幼少期に母親からの暴力を受けていたとして、「生育環境が事件に影響した」と訴えた。
第一審判決	懲役9年以上15年以下の不定期刑（求刑・懲役10年以上15年以下）。成育歴が事件に影響した可能性に言及しつつも、「改善する機会が全くなかったとはいえない」と量刑にあたり重視しなかった。犯行グループ内では従属的な立場だったとはいえ、死因につながる重大な実行行為を担っており、刑事罰を免れるような特別な事情はないと判断した。 裁判長は言い渡し後、「あなたはやり直しができる。しっかり償って、更生してほしい」と説諭した。被告は身じろぎせず、じっと耳を傾けていた。
控訴状況	閉廷後、弁護人に控訴はせず、服役すると告げたという。

## 参考資料 (新聞記事はG-search有料記事)

産経新聞 (2022.10.19) 東京朝刊23面	産経新聞 (2022.10.19) 大阪朝刊26面
読売新聞 (2022.11.1) 東京朝刊33面、産経新聞 (2022.11.1) 大阪朝刊24面	
毎日新聞 (2022.11.1) 東京朝刊21面、産経新聞 (2022.11.9) 大阪夕刊7面	

## 共犯 (成人) の求刑・判決

<p>強盗致死罪などに問われたいずれも無職の21歳、21歳の被告の判決が22日、地裁であった。裁判長は○被告に懲役22年、○○被告に懲役20年 (いずれも求刑・懲役25年) を言い渡した。</p> <p>量刑理由で、「被害者の不意について襲いかかり、一方向的に攻撃し、抵抗できなくなった後も続けた」と指摘。○被告がグループ内で犯行を発案したことなどを考慮し、○○被告より量刑を重くした。(読売新聞 (2022.12.23) 大阪朝刊25面) ※実名個所を○○表記に変更</p>
--



事例 4 : 沼津強制わいせつ致死事件 (表 7-1)

検察段階		公表	罪名	強制猥褻罪			
報道機関	実名						
	匿名	静岡新聞	朝日 (東京)				

**裁判の様子**

人定質問	
弁護人側申合	
裁判所配慮	
被告起訴内容	
検察論告	事件前に人通りの少ない犯行現場を下見するなど、欲望を満たす強い意志や一定の計画性が認められるとし「無防備な被害者を狙った卑劣で危険な犯行」と非難した。
弁護側主張	弁護側は「被告は事件当時 19 歳と未熟な年齢。周囲の適切なサポートがあれば更生や再犯防止が期待できる。反省や謝罪の意思も認められる」と訴え、執行猶予付き判決を求めた。
第一審判決	事件前日に犯行場所の見当を付け、女性を物色し待ち伏せした行動は「一定の計画性と犯行への強い意思が認められる。被害者の精神的被害は大きい」と述べた。一方で「被告が若年で更生に向けた家族の協力や医療機関への通院継続が期待できる」と保護観察付き執行猶予の理由を説明した。/懲役 3 年、保護観察付き執行猶予 5 年 (求刑懲役 3 年 6 月)
控訴状況	

**参考資料 (新聞記事はG-search有料記事)**

静岡新聞 (2022.12.9) 夕刊3面、静岡新聞 (2022.12.16) 29面
---

事例 5 : 東京江戸川区刺殺事件 (表 3-1.3-2)

検察段階		公表	罪名	殺人罪			
報道機関	実名	産経 (東京)	岩手日報	東奥日報	静岡新聞	徳島新聞	
	匿名	東京					

裁判の様子

人定質問	
弁護人側申合	
裁判所配慮	
被告起訴内容	
検察冒頭陳述	被告は男性にスマートフォンで撮影された私的な動画を巡ってトラブルになり、この動画が交流サイト (SNS) に投稿、拡散されたと思い込んで殺害を決意したなどと指摘
検察側主張	完全責任能力ありと主張
弁護側主張	心神喪失状態だった
第一審判決	懲役9年 (求刑・懲役13年) 判決理由「責任能力に問題はないと指摘した上で、犯行は衝動的で、強い殺意や計画性はみられないなどとした。」
控訴状況	

参考資料 (新聞記事はG-search有料記事)

産経新聞 (2022.12.20) 東京朝刊24面
---------------------------

参考資料

<p>テレ朝News (2022.12.19) <a href="https://news.tv-asahi.co.jp/news_society/articles/000280363.html">https://news.tv-asahi.co.jp/news_society/articles/000280363.html</a> (最終閲覧日: 2022.12.28)、産経新聞 (2022.12.6) 「同居男性殺害 犯行当時 19歳の女、初公判で起訴内容認める 東京地裁」 <a href="https://www.sankei.com/article/20221206-YZN6O7EM25JI5MVHBWKQZYO4OU/">https://www.sankei.com/article/20221206-YZN6O7EM25JI5MVHBWKQZYO4OU/</a> (最終閲覧日: 2022.12.28) 産経新聞 (2022.12.19) 「同居男性殺害 犯行当時 19歳の女に懲役9年判決 東京地裁」 <a href="https://www.sankei.com/article/20221219-5V3VZX7CAZKXNH6TNBHQAXRHKM/">https://www.sankei.com/article/20221219-5V3VZX7CAZKXNH6TNBHQAXRHKM/</a> (最終閲覧日: 2022.12.28)</p>
---

### 3. 成人の量刑と特定少年の量刑の比較

法 20 条に基づく少年の逆送事件（令和 3 年）は、総数 1525 人の内起訴 1472 人（公判請求 158 人）と家庭裁判所再送致 18 人、不起訴・中止 35 人であった。刑法犯は、総数 85 人、起訴 79 人の内公判請求 75 人（94%）、再移送 4 人、不起訴・中止 2 人であった。特別刑法犯（道路交通法が 99%を占める）の総数 1374 人、起訴 1333 人の内公判請求 50 人（0.03%）、再移送 13 人、不起訴・中止 28 人であった。

刑法犯における罪名別にみると殺人 1 人、強制猥褻・強制性交等 5 人、窃盗 33 人、強盗 1 人、詐欺 11 人、恐喝 2 人が起訴され公判請求されている（100%）。これに対し傷害 14 人（公判請求 13 人）、その他 12 人（公判請求 7 人）である<sup>6</sup>。

令和 3 年の第一審刑事裁判所（地方裁判所）における、有罪状況と科刑状況は、有罪総数 57 人の内不定期刑 16 人、定期刑 40 人の内全部執行猶予 40 人の内、2 人は保護観察付と罰金人である。刑法犯 12 人の内不定期刑 7 人・定期刑 5 人である。罪名別にみると、殺人罪の不定期刑 3 人、窃盗罪の不定期刑 1 人・定期刑 1 人、強盗罪不定期刑 2 人、詐欺罪不定期刑 1 人・定期刑 2 人である。特別刑法犯 45 人の内不定期刑 9 人・定期刑 35 人である。罪名別にみると、道路交通法違反の不定期刑 1 人・定期刑 21 人、自動車運転死傷処罰法違反の不定期刑 8 人・定期刑 13 人、その他の定期刑 1 人である<sup>7</sup>。死刑や無期懲役が科せられるケースはない。なお令和 4 年は、強盗致死（強盗殺人）で無期懲役刑の確定判決（控訴取下/事例 2）がある。

特例枠としての特定少年が新設される前と比較すると、少年法の枠組みにありながらも成人にほど近い、行為主義の観点量刑に反映されているように考えられる（図表 3）。

<sup>6</sup> 「3-3-2-1 表 逆送事件 検察庁処理人員（罪名別、処理区分別）」法務省法務総合研究所『令和 4 年版 犯罪白書』（2023）153 頁

<sup>7</sup> 「3-3-2-2 表 通常第一審における少年に対する科刑状況（罪名別、裁判内容別）」前掲犯罪白書 2023、154 頁

(図表3) 罪名別単純比較表

事件名	罪名	求刑*1	判決*1	成人の事例(少年含む)					資料・註
				法定刑*1	総数	死刑/無期	懲役20年超	懲役20年以下(平均値*2)	
塙事件	強盗致死	無期懲役	無期懲役	死刑・無期(致死)	27人	無期9人	9人	14.4年以下	「2-3-6表 裁判員裁判対象事件 第一審における判決人員(罪名別、裁判内容別)」に基づき算出した。なお少年も件数に含まれている。 [法務省法務総合研究所『令和4年版 犯罪白書』(2023.1)46頁] *1 懲役の単位(年)/執行猶予/執保=執行猶予付き保護観察/罰金(単位(円)) *2 20年以下、15年以下、10年以下、7年以下、5年以下の平均値表記 *3 傷害致死 *4 麻薬特例法 *5 「2-3-3表①」「2-3-3表②」[前掲・犯罪白書2023、43頁] *6 「4-1-3-4表」[前掲・犯罪白書2023、168頁] *7 強制性交等・強制わいせつ *8 算出は「15年を超え20年以下」の場合高い方を基準に計算をした。
寝屋川事件	強盗致死	懲役25	懲役20 懲役22	無期・懲役6以上(致傷)	230人	死刑2人 無期6人	14人	12.7年以下	
江戸川事件	殺人	懲役13	懲役9	死刑・無期 懲役5以上	*3 69人	1人	8.4年以下		
土浦事件	傷害致死 暴行	懲役1	懲役0.5	懲役3以下 罰金30万以下 他	*6 34人	10年超え 3人	10年以下平均値 4.0年以下		
新潟危険運転致死事件	危険運転致死(自動車 運転)	懲役5	懲役4	懲役1以上 (致死) 懲役15以下 (致傷)	*6 1009人		10年以下~5年以下の平均値 5.2年以下 3年~6月以上(実刑)の平均値 1.9年以下		
いわき死傷事故	過失致死(自動車運 転)	懲役4以 上6以下	懲役3 執行5	懲役7以下 罰金100万 以下	*5 *7 1238人		*8 3年以上20年以下の平均値 6.1年以下 3年以下の平均値(実刑) 0.9年		
札幌強制性交事件	強制性交 準強制猥褻	懲役7	懲役5	懲役5以上	42人		9.6年以下		
沼津猥褻致傷事件	強制猥褻致傷	懲役3.5	懲役3 執行5	無期・懲役 3以上	*4 26人		7.7年以下		
山形大麻所持事件	麻薬取締法	懲役1.5 罰20万	懲役1.5 罰20万	懲役10以下	既遂の場合、3年超え17人(5~7:3人/3~5:14人)、3年以下291人 *5				
南風原恐喝未遂事件	恐喝未遂	懲役2	懲役1.5 執行3	懲役10以下					

#### 4. 結びに代えて

特定少年に対する実名報道は過剰報道がなされることなく、各社が少年法の趣旨を理解した報道の体制になっている点に関しては拙論「特定少年の実名報道の研究 (2)」『リカレント研究論集 (3)』(2023.3) で言及した。

検察段階での非公表/検察段階で公表・報道段階で匿名報道/検察段階で公表・報道段階で実名報道の大きな違いは、裁判におけるプライバシーの配慮の有無にあり、判決に大きな影響は出ていないと解する、他方で(図表 3)の内、黄色(塗りつぶし)で示した、埜強盗事件では無期懲役(確定)、寝屋川事件(共犯)では有期懲役 20 年と 22 年に対して、成人の場合は、全体の 33%が無期懲役刑、同 33%が 20 年超有期懲役刑<sup>8</sup>であり、特定少年の事案であっても成人同様に無期懲役や 20 年超の有期懲役刑が選択された。オレンジ(塗りつぶし)で示した新潟危険運転致死事件、札幌強制性交事件は、特定少年の量刑も成人同等の量刑であった。江戸川事件(殺人)は、求刑の 8 掛け以下であった点より特定少年であるが少年法の枠組みである点が考慮されたのではないかと推察される。

山形大麻所持事件や南風原恐喝未遂事件のように執行猶予が付く事案は、検察段階で氏名は非公表であった。しかし公訴提起(起訴)段階で実名報道をすることで、判決で執行猶予や短期刑の場合を考えるのであれば、このようなケースだからといって非公表にするのは、量刑の幅を狭めてしまうことになりかねない。

以上、実名公表、実名報道が量刑に与える影響について検討を試みたが、特定少年は少年法の枠組みの中での取り扱いではなく、成人同様の判断が強い傾向にあると解される。

#### 付記

本研究は、公益財団法人 横浜学術教育振興財団(2022 年度研究助成)

「特定少年の実名報道における報道機関の基準の研究」(研究代表:小関慶太)の成果の一部である。

#### 参考文献一覧

『家庭の法と裁判』日本加除出版、36.37.38.40 号

鮎川潤『新版 少年非行 社会はどう処遇しているのか』左右社、2022

鮎川潤『新版 少年犯罪 18 歳、19 歳をどう扱うべきか』平凡社新書、2022

川出敏裕『少年法(第 2 版)』有斐閣、2022

丸山雅夫『少年法の理論と実務』日本評論社、2022

丸山雅夫『少年法講義(第 4 版)』成文堂、2022

高橋和之『人権研究 I 表現の自由』有斐閣、2022

右崎正博『表現の自由の現代的展開』日本評論社、2022

橋本基弘『表現の自由 理論と解釈』中央大学出版部、2022

田島泰彦『表現の自由とメディアの現代史』日本評論社、2019

阪口正二郎・毛利透・愛敬浩二『なぜ表現の自由か』法律文化社、2017

林紘一郎『情報法のリーガル・マインド』勁草書房、2017

---

<sup>8</sup> 犯罪の態様に触れず、量刑のみに言及

脱稿日：2023 年 2 月 15 日

(受理日：2023 年 2 月 15 日)

(こせき けいた・八洲学園大学 生涯学習学部 生涯学習学科 准教授)